

法務省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定、平成 17 年 12 月 16 日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成 17 年度法務省事後評価実施結果報告書」（平成 18 年 8 月 22 日付け法務省秘企第 858 号による送付分）における実績評価方式による 27 件（注 1）の政策評価

イ 「平成 18 年度法務省事前評価実施結果報告書」（平成 18 年 8 月 29 日付け法務省秘企第 877 号による送付分）における事業評価方式による 2 件（注 2）の政策評価（事前）

（注 1）送付を受けた 32 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（2 件）及び総合評価方式による政策評価（3 件）を除いた 27 件の政策評価

研究開発を対象とした政策評価及び総合評価方式による政策評価については、別途整理する予定である。また、総合評価方式による政策評価として、評価時期が到来していないものについての中間的な報告 2 件があるが、評価結果がまとめられたものでないため、審査の対象としていない。

（注 2）送付を受けた 5 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（3 件）を除いた 2 件の政策評価

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注 1、2）。

○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注 1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注 2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(2) 審査の結果

「平成 17 年度法務省事後評価実施結果報告書」における実績評価方式による 27 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護									
1	登記事務のコンピュータ化	○	登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が、登記所に出向くことなく、登記情報にアクセスすることができ、また、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。	C					
		○	達成目標	平成19年度末を目途に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。					2
						商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合	P	平成17年度末までに登記情報の電子化をおおむね完了する	—
2	外国法事務弁護士の在り方	○	国民等が享受する外国法事務サービスの向上	C					
		○	達成目標	外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。					2
						承認取消者の数	CM	承認取消者数ゼロの維持	○
3	債権管理回収業の監督	○	債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。	C					
		○	達成目標	債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。					3 (参考指標3)
						債権回収会社に対する立入検査の実施状況（実施率）	P	対前年増	○
						債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況	P	—	—
						＜参考指標＞ 回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握	P		
						＜参考指標＞ 債権管理回収業の営業許可審査件数	P		
						＜参考指標＞ 債権回収会社に対する行政処分の件数	P		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
4	人権侵犯事件の適正な調査・対応	○	人権侵害による被害が救済され、予防される。	C					
		○	達成目標1 女性に対する人権侵犯事件への取組(調査・対応)強化		1	人権侵犯事件の取扱件数	P	対前年増	○
		○	達成目標2 子どもに対する人権侵犯事件への取組(調査・対応)強化		1	人権侵犯事件の取扱件数	P	対前年増	○
		○	達成目標3 インターネット上における人権侵犯事件への取組(調査・対応)強化		1	人権侵犯事件の取扱件数	P	対前年増	○
5	人権相談の充実	○	人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。	C					
		○	達成目標1 女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備		1	専用相談電話「女性の人権ホットライン」における相談件数	P	対前年増	○
		○	達成目標2 子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備		1	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	P	対前年増	○
		○	達成目標3 日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備		1	「外国人のための人権相談所」における相談件数	P	対前年増	○
6	人権啓発活動の推進	○	人権尊重について国民の理解が深まる。	C					
		○	達成目標1 人権啓発活動ネットワークを全国に整備する。		1	全国市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合	CM	対前年度増	○
		○	達成目標2 全国中学校人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。		2	全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合	CM	対前年度増	○
						全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	CM	対前年度増	○
7	総合法律支援体制の整備について	○	民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するための体制を整備する。	P					
		○	達成目標 日本司法支援センターの平成18年度中の設立・業務開始に向けた体制を整備する。		2	支援センター地方事務所の設立準備を支援することを目的とした地方準備チームの設置数	P	50チーム (全国の地方裁判所本庁所在地)	○
						既存の相談窓口を有する機関・団体との連携・協力関係を構築するための地方協議会の開催回数	P	地方裁判所管轄単位で各1回	○

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
(2) 法秩序の維持(刑事・治安の面から)									
1	被害者等通知制度の適切な運用	—	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。	C					
		—	達成目標 被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。						
					3 (参考指標1)	通知者数	P	—	—
						通知件数	P	—	—
						通知希望者数	P	—	—
				<参考指標>通知しなかった件数	P				
2	検察広報の積極的推進	○	検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。	C					
		○	達成目標 全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。						
					2	実施状況(対象年齢層、対象年齢別回数、内容)	P	—	—
						広報活動の実施回数	P	対前年度増	○
3	捜査における通訳の適正の確保	○	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。	P					
		○	達成目標 通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。						
					2	実施状況(研修日数)	P	2日間	○
						実施状況(研修員数)	P	50人	○
4	矯正職員に対する研修の充実強化	○	受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。	P					
		○	達成目標 矯正施設で勤務するすべての職員に対し、人権研修を受講する機会を与える。						
					2	民間プログラムによる研修(非暴力的危機介入法)実施のためのインストラクター育成の拡充及び行刑施設における受講者数の拡大	P	対前年度増	○
						自庁研修用人権研修教材を活用した事例研究・ロールプレイング研修の実施	P	すべての行刑施設(74庁)、少年院(52庁)及び少年鑑別所(52庁)で実施	○

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
5	矯正施設 における 職業教育 の充実強 化	○	受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。	P					
		○	達成 目標1	受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。	2 (参考 指標 1)	受講者数	P	対前年度増	○
						受講者数／受刑者数	P	対前年度増	○
						<参考指標> 業種別雇用情勢	P		
		○	達成 目標2	受刑者に対し、職業に必要な知識・技能及び資格・免許を取得させる。	2	職業訓練の修了者数	P	対前年度増	○
資格、免許等の取得者数及び取得率	CM					対前年度増	○		
6	矯正施設 における 教育活動 の推進	○	矯正施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。	C					
		○	達成 目標	矯正施設に収容されている性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムを実施する。	1	性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムの実施	P	平成17年度：教育プログラム作成 プログラム作成後：対象者受講率100%	○
7	民間との 協働による 犯罪者の 更生	○	行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。	C					
		○	達成 目標	民間委託率の向上	1 (参考 指標 1)	民間委託ポスト数／職員数	P	3.50%	○
						<参考指標> 刑務所の民間委託率 16年度1.22%	P		
8	行刑施設 における 過剰収容 の緩和	○	行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。	C					
		○	達成 目標	過剰収容下にある行刑施設において、収容能力拡充のための整備を促進する。	1 (参考 指標 1)	年度末現在の収容率	P	対前年度減	○
						<参考指標> 平成16年度末における行刑施設の収容率 101.4%	P		

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
9	行刑行政の透明性の確保	○	行刑に関連する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める。	C					
		○	達成目標1 公表・開示する行刑関連情報を増やす。		2	公開する行刑関連情報の項目数（訓令・通達類、各種統計、施設運営に係る情報等）	P	対前年度増	○
						一般市民を含む施設見学、広報等の機会の数	P	対前年度増	○
		○	達成目標2 民間外部協力者等が行刑施設の活動に協力・参加する機会を増やす。		1	行刑施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数	P	対前年度増	○
10	更生保護活動の推進	○	保護観察対象者が改善更生する。	C					
		○	達成目標1 保護観察処遇の充実強化を図る。		3 (参考指標1)	社会参加活動の活動場所の確保	P	基準年次の数を維持	○
						覚せい剤事犯仮出獄者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	P	基準年次に比して10%増	○
						成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施	P	平成17年度：プログラム作成 プログラム作成後：全保護観察所（50庁）におけるプログラムの実施	○
						<参考指標> 類型別処遇における主な類型の認定割合	P		
		○	達成目標2 保護観察対象者の就業を確保する。		2	保護観察終了者に占める無職者の割合	CM	基準年次に比して5%減	○
						協力雇用主の数	P	基準年次の数を維持	○
		○	達成目標3 長期刑仮出獄者の社会復帰を促進する。		1	中間処遇実施予定者の選定率	P	対基準年次増	○
		○	保護司制度がより活性化される。	P					
		○	達成目標 保護司を幅広く確保し、研修を充実させる。		4	保護司の充足率	P	対前年増	○
						保護司の平均年齢	P	対前年減	○
						全保護司に占める女性保護司の割合	P	対前年増	○
						保護司に対する研修実施状況	P	保護司の資質向上のための研修の充実	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		○	犯罪予防活動を助長する。	P					
		○	達成目標1 社会を明るくする運動への参加を促進させる。		2	参加団体数	CM	対前年増	○
						主な行事の開催回数及び参加人員	CM	対前年増	○
		－	達成目標2 更生保護ボランティア団体の活動を促進する。		1 (参考指標2)	活動促進のための支援の実施状況	P	多彩で幅広い活動の実施	－
						<参考指標> 全国研修の参加人員	P		
						<参考指標> 更生保護ボランティア団体の会員数	CM		
11	公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	○	更生保護施設の積極的な活用を通じ、犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。	C					
		○	達成目標 更生保護施設の保護率の増加を図る。		1	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）	P	対前年度増	○
		－	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。	C					
		－	達成目標 観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。		1	オウム真理教の組織、活動の実態及び危険性の解明の度合い	P	－	－
		－	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。	C					
		－	達成目標 内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。		1	情報提供の迅速性・適時性、当該情報の正確性	P	－	－

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
(3) 出入国の公正な管理								
1	外国人の円滑な受入れ	—	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	C				
		—	達成目標1 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。	1	在留資格及び在留資格に係る基準の見直し、手続等の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況	P	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現	—
		—	達成目標2 研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。	1	適正な管理を確保した上での手続等の一層の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況、研修生等の適正な在留の把握や指導の状況	P	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現	—
		—	達成目標3 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図る。	1	留学生等の受入れ促進のための施策や文化、スポーツ等を通じた交流促進のための施策の内容及び実施状況、留学生等の適正な在留の把握や指導の状況	P	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現	—
2	好ましくない外国人の排除	○	我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。	C				
		○	達成目標 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。	2	我が国における不法滞在者数（推計値）	CM	5年間で不法滞在者数の半減	○
					厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実現状況	P	効果的な不法滞在者対策の実施	—
(4) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理								
1	国の利害に関係のある訴訟の追行	○	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。	P				
		○	達成目標 国の利害に関係のある本案訴訟を第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。	1	判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	P	100%	○

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する諸施策									
1	広報活動の推進	○	法務省に関心を持つ国民が増加する。	C					
		○	達成目標1 法務省ホームページのアクセス件数が増加する。		1 (参考指標1)	ホームページへのアクセス件数	P	対前年度増	○
						<参考指標>より魅力ある内容とするためのホームページの改訂件数	P		
		○	達成目標2 法務省見学者が増加する。	2	見学者数	P	対前年度増	○	
					事前予約制見学プログラムの申込者数	P	対前年度増	○	
		○	達成目標3 法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の一般読者数が増加する。		1	国民等への配布部数	P	対前年度増	○
2	行政手続のオンライン化の推進	○	法務省が扱う312の申請・届出等手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35手続を除いた277手続についてオンライン化を実現する。	P	1	オンライン化終了手続数	P	オンライン化終了手続数～16年度(実績):263 17年度:6 18年度以降:8 合計:277	○
3	女性職員の採用・登用拡大の推進	○	男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。	P	3	採用者に占める女性の割合	P	【法務省】 Ⅰ種:採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る状況を維持 Ⅱ種:平成13年度～17年度を通算して30% Ⅲ種:平成13年度～17年度を通算して40% 検事:女性の採用に努める 副検事:女性の応募を促進する 【公安調査庁】 Ⅰ種:女性の採用に努める Ⅱ種:平成13年度～17年度を通算して10%	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
					各役職段階（各俸給表の１～３級を除く）における女性の割合	P	【法務省】 行（一）４～６級：１７．３％ 行（一）７・８級：６．３％ 行（一）９～１１級：１．５％ 公（一）４～６級：３．１％ 公（一）７・８級：２．３％ 公（一）９～１１級：２．１％ 公（二）４～６級：１４．５％ 公（二）７・８級：３．１％ 公（二）９～１１級：５．４％ 検事（役職者）：３．３％ 【公安調査庁】 行（一）：４～６級に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持 公（二）４～６級：５．２％ 公（二）７・８級：登用に努める	○
					勤務環境の整備等の実施状況	P	仕事の進め方の見直し及び意識改革、職業生活と家庭生活の両立に向けた支援策の整備等	—

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目 標 値	指標の目 標値等の 設定の有 無
4	外国の法 務行政の 用に供す る施設の 整備に係 る国際協 力	○	外務省の施策を踏まえて施設づくり のノウハウが相手国により理解され る。	C					
		○	達成 目標	専門家派遣及び外国の研修員の受 入れ依頼に対応する。	2 (参考 指標2)	依頼件数に対する 専門家の派遣数の 割合	P	100%	○
						依頼件数に対する 研修の実施数の割 合	P	100%	○
						<参考指標> 派遣専門家の活動 実施状況	P		
						<参考指標> 計画に際して専門 家の助言、指導が 取り入れられた施 設	P		
5	国際連合 に協力し て行う研 修、研究 及び調査 の推進	○	開発途上国における刑事司法運営 が円滑になされるようになる。	C					
		○	達成 目標1	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分 野並びに少年非行の防止及び非行 少年の処遇の分野に関する刑事司法 運営の改善及び国際協力推進のた めの国際研修・セミナーの実施	2	研修の実施件数	P	前年度の実 績を維持 （平成16年 度：9回）	○
						研修への参加人員	P	前年度の実 績を維持 （平成16年 度：168 人）	○
		○	達成 目標2	国際的な刑事司法の現状や実態の 分析により、刑事司法運営のより効果 的な方策を探索するための国際会議 の開催	2	国際会議の開催回 数	P	前年度の実 績を維持 （平成16年 度：1回）	○
						国際会議の参加人 員	P	前年度の実 績を維持 （平成16年 度：23人）	○
		○	達成 目標3	国連の犯罪防止施策の強化に協力 するための国際会議への参加	2	国際会議への参加 回数	P	前年度の実 績を維持 （平成16年 度：1回）	○
						国際会議への参加 人員	P	前年度の実 績を維持 （平成16年 度：2人）	○

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
6	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	○	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。	C					
		○	達成目標1 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施	2	研修の実施件数	P	前年度の実績を維持（平成16年度：8回）	○	
					研修への参加人員	P	前年度の実績を維持（平成16年度：97人）	○	
		○	達成目標2 諸外国の法制等の調査研究の実施	2	諸外国への調査職員の派遣件数	P	前年度の実績を維持（平成16年度：1件）	○	
					諸外国からの研究員の招へい人数	P	前年度の実績を維持（平成16年度：5人）	○	
		○	達成目標3 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催	2	会議の開催回数	P	前年度の実績を維持（平成16年度：1回）	○	
					会議への参加人員	P	前年度の実績を維持（平成16年度：102人）	○	
合計	27政策	○=24	C=22 P=9	81	CM=11 P=70	○=66			
		○=40							

(注) 1 法務省の「平成17年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた施策目標ごとに付されている番号を記入した。
「政策名」欄	評価書の「施策等の名称」欄に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。 目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。 上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。 なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「基本目標」欄及び「達成目標」欄に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（＝outCome）はアウトカム、「P」（＝outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」及び「指標数」欄	評価書の「指標」欄に記載されている事項及びその数を記入した。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「C I」、「P」の別を記入した。 なお、「CM」（＝outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「C I」（＝outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（＝outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)第 3 条第 1 項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を 3 か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（１）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針Ⅰ－４－ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 18 年度法務省事前評価実施結果報告書」における事業評価方式による 2 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添「政策評価審査表（事業評価(事前)関係)」参照）。

【審査結果整理表】

整理 番号	政 策	手 段	得ようとする効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
1	広島法務総合 庁舎新営工事	施設整備（事業費要求）	○	○	○
2	福岡刑務所新 営工事	施設整備（事業費要求）	○	○	○
合 計			○= 2	○= 2	○= 2
(備考)					

(注) 1 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

2 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合、若しくは、当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、実施することが明らかにされていないものを表す。

3 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
1	広島法務総合庁舎新営工事 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。	・施設整備 【平成19年度予算概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし <事業費要求>	○検察業務の質的・量的変化への対応	施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
2	福岡刑務所新営工事 老朽・経年による機能不備を解消するとともに、規模・機能を拡充整備することにより、国民の安全の確保及び治安の維持に寄与する。	・施設整備 【平成19年度予算概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし <事業費要求>	○地域との調和 ○業務の効率化・処遇改善 ○環境負荷の低減 ○施設の長寿命化・柔軟性の向上	施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握

- (注) 1 法務省の「平成18年度法務省事前評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「検証を行う時期」欄	事後に検証を予定している場合に、その検証を実施する時期を記入した。
「効果の把握の方法」欄	事後の検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。